

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成29年度土庄町一般会計決算における社会保障施策に要する経費への充当状況については、次のとおりです。

（歳入）	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	109,077 千円
（歳出）	社会保障施策に要する経費	1,882,427 千円

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 （社会保障財源分）	その他
社会福祉	高齢者福祉事業	153,333	1,907	2,780	39,801	10,076	98,769
	障害者福祉事業	308,926	210,659	0	3,861	8,739	85,667
	児童福祉事業	491,007	216,267	18,000	45,900	19,517	191,323
	母子福祉事業	19,586	3,441	0	498	1,448	14,199
	小計	972,852	432,274	20,780	90,060	39,780	389,958
社会保険	介護保険事業	218,529	2,405	0	0	20,006	196,118
	国民健康保険事業	136,076	77,958	0	0	5,380	52,738
	後期高齢者医療事業	241,018	46,364	0	0	18,019	176,635
	小計	595,623	126,727	0	0	43,405	425,491
保健衛生	健康増進事業	1,199	302	0	16	81	800
	病院事業	255,370	0	11,000	15,572	21,179	207,619
	疾病予防事業	35,952	0	0	2,941	3,056	29,955
	医療提供体制確保事業	21,431	291	0	4,117	1,576	15,447
	小計	313,952	593	11,000	22,646	25,892	253,821
合計		1,882,427	559,594	31,780	112,706	109,077	1,069,270

※事務費及び事務職員の人件費（サービス提供に直接従事しない職員分）は除いています。

※地方消費税交付金（社会保障財源分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。